

3. 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3-2 事業者は介護予防短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 4-2 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
- 5-2 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所介護サービスを提供するものとします。
- 1-1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
2. 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス料金の支払い）

1. 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス料金の1～3割）を事業者を支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 1-2 契約者は要支援状態に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス料金の1～3割）を事業者を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
2. 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金の体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は食事代と居住費等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
4. 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日頃までに利用者に通知します。
5. 契約者は、前1-3項に定める当月料金の合計額を翌月末までに支払います。
※口座引き落としを希望された場合、引き落としは翌月20日（休日の場合は翌平日）となります。
6. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を発行します。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

1. 契約者は、利用期日前において、短期入所介護サービスの利用日を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合のキャンセル料は頂いておりません。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
4. 契約者は、風邪や病気、入院などの理由により利用が出来なかった際、利用日程、日数に限らず、当月その期間のご利用をキャンセルと同様の取り扱いとなる事とします。但し、キャンセル料は発生いたしません。また、次日に健康状態が回復されたとしても、同様といたします。

第9条（利用料金の変更）

1. 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明したうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師または看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
5. 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏洩しません。またこの守秘義務は、就業中はもとより、離職後も課すものとします。また、本契約が終了した後も継続します。

第12条（個人情報保護等）

1. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
2. 1項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
3. 1項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

第四章 契約者の義務

第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
3. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、これを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、これを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを起因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の背金によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
（短期入所生活介護）
 - 三 要支援認定により契約者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合。

(介護予防短期入所生活介護)

- 四 前項二、三の条件を満たす事により、契約の終了となるものとします。ただし、条件を満たした後も引き続き当事業者を利用する明確な意向が確認でき、且つ契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は契約者の要介護度又は要支援度に準じた条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
 - 五 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 六 施設の滅失や重大な損害により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 七 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 八 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条 (契約者からの中途解約)

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前（*最大7日）までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第6条第3項、第9条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
 - 四 契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第20条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約をしがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第21条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合は、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第7条第1項から3項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条（清算）

第18条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を従事者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に積算するものとします。

第七章 その他

第23条（苦情処理及び、病院受診に関する要項）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

病院受診等に関しましては、当施設の職員は長時間付き添いは出来かねますので、重要事項説明書に記載されております、緊急時連絡先内の方に必ず駆けつけていただき、その上で当施設職員より状況説明を受けていただき、付き添いを変わっていただくものとします。

第24条（高齢者虐待防止・身体拘束禁止に関する制度の理解）

事業者は、厚生労働省が推進する「高齢者虐待の例」「身体拘束禁止の対象となる具体的な行為」を基とし、基本的な知識を高めた上「高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する定義」を活用しながら高齢者虐待防止に関しましては、虐待と見受けられるまたは、虐待に準ずると判断した際は高齢者虐待防止法により適切な手順・連絡方法により各市町村へご連絡させていただく事とします。また、身体拘束に関しましては、「身体拘束ゼロ作戦（厚生労働省推進）」の趣旨に則り廃止、撲滅を念頭におきまして支援に取り組む事といたします。

当事業所利用契約以前に「身体拘束（準ずる行為）」を実施されている方につきましては、事業所における身体拘束廃止・撲滅会議による結果によりましては、いかなる理由におきましても拘束をお断りする事があることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住所	秋田県横手市清川町13番16号
	事業所名	シャイニングワンスターズ 株式会社
	代表者名	代表取締役 金沢 直樹

ご契約者	住所	
	氏名	

ご家族様	住所	
	氏名	